

平成27年第3回(9月)

篠栗町議会定例会

9月10日(一般質問)

平成27年 第3回 定例会 会議録

日時 平成27年9月10日 午前10時

場所 篠栗町役場 議事堂

出席議員

1番	古 屋 宏 治	2番	田 辺 弘 之	3番	栗 須 信 治
4番	山 田 眞 士	5番	村 瀬 敬 太 郎	6番	今 長 谷 武 和
7番	横 山 久 義	8番	大 楠 英 志	9番	阿 部 寛 治
10番	松 田 國 守	11番	阿 高 紀 幸	12番	荒 牧 泰 範

欠席議員

地方自治法第121条の規定により出席した者

町 長	三 浦 正	副 町 長	城 戸 清 壽
教 育 長	西 邦 彰	総 務 課 長	大 塚 哲 雄
財 政 課 長	立 花 博 友	会 計 課 長	城 戸 安 行
まちづくり課長	松 田 秀 幹	税 務 課 長	山 口 茂 幸
住 民 課 長	村 嶋 茂 則	健 康 課 長	村 瀬 修
福 祉 課 長	井 上 勝 則	こども育成課長	井 上 伸 一
栗の子保育園長	阿 部 正 博	産 業 観 光 課 長	黒 瀬 英 三
都市整備課長	三 明 祐 治	上 下 水 道 課 長	八 尋 正 記
学校教育課長	佐 伯 和 久	社 会 教 育 課 長	村 瀬 治 邦

出席した議会事務局職員

局 長	清 原 眞 也	次 長	松 岡 秀 策
係 長	伴 秀 代		

開会 午前10時00分

○議長（阿部 寛治） おはようございます。

本日は全員出席で、開議は成立いたします。

傍聴に来庁されました皆様には、本町議会に関心を持たれますことを感謝申し上げます。

傍聴の際は、皆様へ配付しております。

一般質問通告書一覧、1ページの注意事項を熟読されまして、御協力をいただきますようお願いいたします。

日程第1、一般質問を行います。

質問者は、7名ございます。

質問時間は、申し合わせにより、答弁を除き1人、30分以内とします。

この際、議員の皆さんに議事進行に際してお願いを申し上げます。

本会議での議論が、活発になることが大事であると考えますので、多少の発言のずれは認めたいと思います。

ただし、リアルタイムでの配信を行っておりますので、質問議員も答弁者も、言葉遣いには気をつけるように求めます。

発言内容を精査して、最終日に議長判断を報告させていただきます。

御協力をお願いいたします。

それでは、順次、質問を許可いたします。

質問順位1番、栗須信治委員。

通告数は2問です。

○議員（栗須 信治） おはようございます。

質問順番1番、議員番号3番、栗須信治です。

初めての一般質問でございます。

不手際もあろうかと思いますが、よろしくをお願いいたします。

質問は、2問あります。

まず1問目は、環境美化運動の展開についてお尋ねします。

観光の発展を目指す本町にとって、環境美化運動の展開は簡単にできる町民参加のまちづくりとして、重要だと考えられます。

すでに、行政区で実施されている道路愛護デー、各種団体・グループの花植、空き缶拾い、校区づくり協議会の清掃活動など、いろいろと行われておりますが、今後、どのように推進されていく考えであるかお尋ねします。

そこで、私が提案したいのは、町民、お1人お1人の参加の美化運動であります。一つは、近隣の地区で実施されておりますが、自宅の玄関先から10メートル20メートルの範囲内をマイ・ロードと称して、毎日ごみ拾い、清掃を行う、マイ・ロード美化運動。

二つ目は、6月に開催されました喜びとふれあいのまちづくりフォーラムで、今泉先生が講演で紹介された、一戸一美運動です。

このような活動を通して、自分たちのまちは自分たちでつくる、みずから汗をかく喜びを感じるのではないのでしょうか。

積極的に啓発推進されてはいかがですか、お尋ねいたします。

○議長（阿部 寛治） では、三浦町長、答弁を。

○町長（三浦 正） おはようございます。

それでは、栗須議員のまず質問の1番目、環境美化運動の展開をについてお答え申し上げます。

最初に、環境美化運動の推進方法について、お尋ねでございますが、まず、4月から6月にかけて各行政区で、実施されております環境美化作業につきまして参加されました住民の皆様に厚く感謝申し上げます。

また、この秋には第2回目の美化作業を実施される行政区もございます。

本当にありがたいことだと思っております。

ありがとうございます。

環境美化運動につきましては、ごみを拾いながら、町内を回る「ごみ拾い健康ウォーキング」や、何月何日に「美化の日」を制定するなどとするいろんな方法を各自治体で取り組んでおりますが、そのときだけの施策ではなく、末永く続く施策、未来へ続く施策を考えなければならないものでございます。そうした意味から、将来の篠栗町を受け継いでくれる青少年も含めた町民参加のまちづくりとして推進しなければならないと考えております。

北勢門校区の地域づくり協議会で行っていただいている多々良川の清掃活動や、篠栗中学校のささクリーン作戦など、自分たちの街を自分たちの手で美しくしようという取り組みを非常に頼もしく思っているところでございます。

まさに、栗須議員が述べられました町民参加のまちづくりと言えるものではないのでしょうか。

篠栗町として、このような活動の輪が大きく広がっていきますよう、環境、まちづくり、社会教育といったさまざまな切り口から、推進していかなければならない

と考えております。

昨年、栗須議員も御出席いただきました、青少年健全育成推進本部会議の席でも「ごみをなくしてもっときれいなまちにしようよ」という純粋な思いの御意見をいただきました。

その席で、私は「大変貴重な御意見をいただいたもので必ず実践していきたい。」と申し上げましたが、具体的に新しい策を講じることができませんでした。

そうした反省を踏まえて本年度、青少年健全育成推進の組織を見直し、今までの本部、支部と、縦割りで行っておりましたものを身近な組織としてまた活動しやすい組織として、縦・横・斜めの連携がとれた組織へと再スタートいたしました。

現在、青健推の目標であります「青少年の豊かな心を育む住民参加のまちづくりの具体的な活動の推進に向けて、鋭意検討しているところでございます。必ずこの取り組みの中で、新たな環境美化運動の展開を発信し、地域住民の皆様とともに実践してまいりたいと考えます。次に、マイ・ロードごみ拾い・一戸一美運動についてでございます。私はかねてから、自分たちのまちのまちづくりは自分たちの手という自治意識の行動とその結果の積み重ねの中に、未来に続く持続可能なまちづくりがあると話してまいりました。職員だけではなく、住民の皆様もまきこんで主体性を持ってまちづくりに汗をかき、その行動と結果にみずから喜びを感じる意識の創造にこそ、さらに生き生きとした篠栗町へのステップアップにつながると信じております。マイ・ロードごみ拾いや一戸一美運動、地域の皆様がその地域を美しく保ち、通りの一戸一戸が、草花や木工品、モニュメントやイルミネーションなどを飾ることによって、通り歩く人たちへ温かいおもてなしをするというすばらしい取り組みであると考えます。また、これは、一戸一美運動という認識がなくても、多くの皆様がそれぞれのやり方で各自の家の周りをきれいにするという方法で実践していくことができるのではないかと考えております。このような取り組みが点から線へ、そして面へと広がっていくよう、環境美化運動への取り組みと同様に、環境、まちづくり、社会教育といったさまざまな観点から、推進してまいりたいと考えます。以上です。

○議長（阿部 寛治） 再質問はございますか。

○議員（栗須 信治） それでは、次の質問に移ります。

次は、環境型社会づくりについて伺います。

日本はこれまで、大量生産、大量消費、大量廃棄型社会の道を歩んでまいりました。

しかし、人口減少景気低迷、地球環境問題などにより、大きな方向転換を迫られております。

そういう中で、循環型社会の構築は、良好な生活環境を築き、次世代にも、継続させていくことが可能となる施策だと痛感されるが、どのように推進していく考えであるかお尋ねをします。

○議長（阿部 寛治） 答弁をどうぞ、三浦町長。

○町長（三浦 正） それでは、栗須議員の2問目の循環型社会づくりについての御質問にお答えいたします。

循環型社会という言葉は、既に国内に限らず、世界的に、一般化している言葉でございます。

「The Recycling-based Society」という名前で循環型社会が、訳されている、あるいは逆にそういう言葉があるのを循環型社会と日本で言ったのかもわかりませんが、平成に入って国がそれまで、廃棄物リサイクルの対策に、個別の法律の改正で対応してきたものの、廃棄物の発生が膨大であること、廃棄物の最終処分場の確保が年々困難となっていること、不法投棄の増大が社会問題化するに至ったことなどから、平成12年6月に「循環型社会形成推進法」という法律を制定し、日本における循環型社会の形成の推進枠組みをつくったものでございます。

東北大震災以降、原子力に頼るエネルギー政策の見直しと相まって、単に廃棄物の削減、リサイクルにとどまらず、循環型社会の定義が環境保全を重視しつつエネルギー全体の循環を意図した大きなテーマへと広がっているように感じております。

篠栗町におきましても、限りある資源を有効に利用し、環境への負荷を減らすため、生産や消費を抑え、ごみを減らし、製品の再使用を推進、さらに再生できるものは資源として再利用するなど、3R、リデュース・リユース・リサイクルの3Rを推進し、循環型社会を築き上げていくことは御指摘のとおり大変重要な政策であると考えております。

現在、町内3カ所に設置しております資源回収ストックヤードにつきましては、回収量が年々増加傾向にあり、昨年度は、町民体育館に段ボール用のヤード増設し、今年度は、クリエイト篠栗にも段ボール用のヤードを増設予定であります。

皆様のリサイクル意識は確実に高まっているのではないかと考えております。

資源集団回収いわゆる廃品回収につきましても、現在32の団体が実施団体として登録いただいております、資源の有効活用に寄与されております。

また、町ではオアシス篠栗の温浴施設の熱源にバイオマスボイラーを設置し、山

間部のトイレにバイオマスシステムを採用するなど、自然エネルギーを活用する取り組みも推進しております。

さらに、町では、本年度と来年度の2か年で、地球温暖化対策実行計画を策定することとしております。

これは主に、温室効果ガスの削減に向けた目標や取り組みについての計画を策定するものですが、環境に負荷をかけない省エネや、エコの取り組みは、目標を掲げて実施実践していくことによって、篠栗町の循環型社会の構築の一翼を担うものと確信しているところでございます。

また、今定例会でも条例や補正予算において御審議いただきますが、バイオマス産業都市認定に向けた取り組みもその一環でございます。

今後も、篠栗町における循環型社会の構築に向けて取り組んでまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（阿部 寛治） 質問ございますか。

○議員（栗須 信治） 未来に続く持続可能な取り組みだと思っておりますので、ぜひ推進をしていただきたいと思います。

以上で質問終わります。

○議長（阿部 寛治） では、質問順位2番、荒牧泰範議員。

○議員（荒牧 泰範） 議席番号12番荒牧でございます。

はじめてではございませんが不手際があったときは御容赦ください。

町長に、駅周辺再開発の青写真を望むということで、先日、久しぶりに歴史資料館へ行きましたが、改めて篠栗の歴史、文化を知ることができる素晴らしいところと感じました。

ただ、残念な事に立地条件が悪いのか、来館者数がさほど多くないようです。

せっかくの品々ですから、より多くの方々に見てもらえるようにクリエイト内に移設してはいかがでしょうか。

資料館としての価値は数倍上がるものと思われまます。

そして、現在篠栗駅横に隣接している商工会に当該地への移転を申し込まれてはどうでしょう。

商工会は、駐車場も手狭で理事会等の開催時にはお困りのようですし、私も以前役職上、県内の商工会を多数見ておりますが、駅へ隣接している必要はありませんし、車社会の現在では、当該地の方が使いやすいと思われまます。

このW移転が実現すれば、駅周辺の利用の自由度がぐんと上がり、駅東側自由通

路は将来の橋上化も見据えているとの町長の話でしたので、より絵が描きやすくなると思います。

人は話よりも視覚に訴えられたほうが現実味を帯びますし、町長が進めておられる人口増のための魅力あるまちづくりの一環として、近い将来の駅周辺再開発の青写真を町民の皆さんに提示して、いろいろな御意見を拝聴し、住みたくなる街の玄関を早急につくり上げていただきたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（阿部 寛治） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。三浦町長。

○町長（三浦 正） それでは、荒牧議員の「駅周辺再開発の青写真を望む」という御質問についてお答えいたします。

議員も御存じのように、町は今人口減少問題の対策を講じるため、町の特色を生かして地域で住みよい環境を確保し、将来にわたって活力ある地域社会を維持していくために、まち・ひと・しごと創生に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための篠栗町総合戦略を策定中でございます。

この総合戦略は、平成31年までの5カ年計画を今年度中に策定しなければ、今後の交付金に大きな影響が出てくるため、先送りできない大事な事業でございます。

現在、篠栗町総合戦略審議会において、地方創生に関する住民アンケート結果を踏まえて、さまざまな分野の有識者から人口増加につながる魅力あるまちづくりについて御意見をいただいているところでございます。

ご質問の歴史資料館をクリエイト篠栗内に移設し、商工会館を歴史資料館に移転してはどうかという御提案につきまして、お答えいたしますが、歴史資料館の昨年度の来館者は約1,000名でございました。

これをクリエイト篠栗に移設すれば、当然利用者の増加が見込めるものと考えられますが、展示スペース、収蔵庫、作業室などのスペースをクリエイト篠栗内に設けることが、現在では容易でないことから、現時点でのクリエイト篠栗への移転は、現状では難しいなというふうに考えております。

しかしながら、篠栗町の歴史を体感してもらうために、より町民の皆さんが集いやすい場所に歴史資料館を移設することは私がかねてから思っておりましたことから、開かれた歴史資料館にするための策として、具体的に考えてまいりたいと思います。

また、商工会の同所への移転につきましては、商工会会員の皆様の御理解のもと、事務所移転に合意をいただけることになれば、駅の橋上化と併せて、駅周辺の整備計画を立てるべきと考えておりますので、現在取り組んでおります東側自由通路設

置と交通広場整備事業の打合せ協議と併せて、引き続き橋上化、駅前開発についても、J R九州と交渉を行いまして、この計画が現実味を帯びた際には、改めて、皆様方にお知らせしながら、さらなる具体的な検討を進めてまいりたいと思います。

○議長（阿部 寛治） はい。荒牧議員。

○議員（荒牧 泰範） 本題の部分、まず前段でクリエイト内には、その倉庫ももとめられない、面積が少ないということですが、どこか目につきやすいところに移転したいというお気持ち大変ありがたい。ただし、それまでの間せめて、クリエイトの中一室でもお借りして、出張歴史資料館じゃないですけど、3カ月替りとか、6カ月替わりとか、来られた方が歴史を知れるような展示ができないかこれをひとつ検討していただきたいと思いますがいかがでしょうか。

それと、商工会さんにつきましては、先様があることですが、せっかく、以前理事会でも商工会内部からでも出ておりましたので、今のうちに、もしそのときはどうであろうかという打診は早めにしておくべきだろうと思いますが、その2点についてどう思われているか、先にお答えいただきたいと思います。

○議長（阿部 寛治） はい。町長。

○町長（三浦 正） ただいま、再質問の2点をいただきました。

一部の作品っていいでしょうか、展示品を、クリエイトに定期的に品物を替えながら、一つのコーナーを設けて、展示品をクリエイト内で見ていただく、これは非常にいい考えであろうかと思います。

この辺は、担当課としっかり協議しながら、できるだけ実現に向けて進めてまいりたいと思います。

2点目の商工会に対する打診につきましては、まずは、私的に商工会長あたりと、そういうふうな将来ビジョンについて協議をする場を設けて、商工会としての考え、あるいは会長としての考えを聞く機会を持ちたいと思っております。

よろしく申し上げます。

○議長（阿部 寛治） はい。荒牧議員。

○議員（荒牧 泰範） さっき一緒に聞けばよかったです、本屋さんに場所の提供というと法的に難しいということだったんですが、商工会にお貸しすることは、何ら問題はないと、とらえてよろしいんですかね。

○議長（阿部 寛治） どうぞ町長。

○町長（三浦 正） 法的に可能かどうかにつきましては、まだ考察はしておりませんが、おそらく可能なようにはできると思いますので、またそれも含めて考

えてまいりたいと思います。

○議長（阿部 寛治） はいどうぞ。荒牧議員。

○議員（荒牧 泰範） 問題の部分で、今、4億7,000万でしたっけ。駅東側自由通路を造っておられますが、ただ、あれまだ、いまだに町民の皆さんは、駅北口ができると勘違いしてらっしゃる方も多いぐらいで、ただ町として将来橋上化して、ビジョンがこうなってるんで、最終的な絵柄でいくとあの橋が必要なんだよという説得性というのはやっぱり必要と思うんですよね。

そうなってくると、やはり青写真、そして青写真を描くときに民有地に線を引き込んでしまうと、これはもう大きな問題になると思うんです。

そうすると、早めに商工会の御意見を取りまとめていただいて賛成していただいてそこまでを含め、JRも協議すればその中に含めることは可能でしょうから、未来を見据えた絵というのは必ず1枚、ただし、これを出したからと言って「三浦町長、あんたしきらんやったやないね。」とかいう次元の話でなくして、皆さんに提示しないことには、「いやもっとこんなのがあるよ」「いやそうじゃないよ」「これいいね」という話を出していただかないことには、まちづくりというのは出来ないとはいえないと思いますよ。

その意味から含めて、早急に僕は計画図っていうのをまかりまちがっても民有地は省いて、民有地の分は、ぼかしていただいて、できうる限りのところをだけでも出していただきたいと思いますがいかがでしょうか。

○議長（阿部 寛治） はい。町長。

○町長（三浦 正） まあ、御質問の御趣旨御意見の御趣旨はよくわかりますが、商工会は町有地ではありますけれどもその上の建物は商工会独自の資金集めに基づく建物でございます。

その辺ところを先走って、私どもからこういうビジョンでということは、なかなか今は言いづらいところでもございますが、まあ、駅東自由通路が、北口ができるという誤解を解くためには、今おっしゃったような将来ビジョンをイメージしてますよということは、そのさしさわりの範囲で、早急にまた機会を作ってお示ししたいと思います。

○議長（阿部 寛治） はい。

荒牧議員。

○議員（荒牧 泰範） いろんな趣旨はよくわかりました。

商工会さんに迷惑がかからないように、少なくとも今、駅東通路はこうあって、

将来クリエイトと庁舎と駅がこんな位置づけになるんだよっていう、絵程度は最低限出させていただきますよう要望して終わります。

○議長（阿部 寛治） はい、要望ですね。

続きまして、質問順位 3 番。

松田國守議員。

○議員（松田 國守） 議席番号 10 番松田でございます。

都市計画での建ぺい率と、容積率ということについてお尋ねします。

今年 3 月まちづくりの指針となる、篠栗町都市計画マスタープランが策定されました。多岐にわたる策定の一部に現在の地形、地勢、土地利用、交通網等による構造を基本とした土地の保全と、活用を進める七つのゾーンが、示されております。

その中に、201 号線沿いを主とした計画的活用ゾーンがあります。

プランでは、このゾーンを職・住・近接の生活環境を生かした定住人口の維持増加に向け、計画的な土地の活用を図る地区と位置づけており、広域交通の利便の高さから、企業誘致が進むものと考えられます。

そこで、建ぺい率、容積率についてお尋ねしますが、建ぺい率は、糟屋地区 1 市 7 町のうち、宇美町の 70% 以外は、一様に 60% です。

これはよろしいんですが、容積率は、篠栗町と粕屋町以外は 200% ですが、わが町は 100% です。

粕屋町と篠栗町が 100% でございます。

これでは、効率が悪く、企業誘致に不利なるんじゃないかと思われれます。

そこで、この容積率の違いの訳をお尋ねいたします。

あわせて、この容積率の引き上げは、可能であるかということ二つについて質問いたします。

よろしく申し上げます。

○議長（阿部 寛治） はい、答弁をどうぞ、三浦町長。

○町長（三浦 正） 松田議員の都市計画での建ぺい率、容積率を問うという御質問にお答えいたします。

御質問にもありましたように、平成 27 年 3 月に篠栗町都市計画マスタープランが策定されまして、その中に、国道 201 号線沿いを主とした「計画的活用を検討する区域」については、都市計画区域のうち、市街化調整区域に該当する区域でございますが、用途地域の指定のない市街化調整区域を含む区域を建ぺい率、容積率は建築基準法に基づいて、特定行政庁であります福岡県が決定することになってお

ります。

平成13年度から、福岡県が主体となり、当該地域の建築物について、町の実態調査を実施し、平成15年度には福岡県都市計画審議会の分科会として「市街化調整区域等のあり方に関する検討委員会」が設定されまして、そこで検討したした結果を踏まえて、町からの意見を聴取した上で、建ぺい率及び容積率の規制措置案の提案がございます。

町の都市計画審議会を経て建ぺい率、容積率はそれぞれ60%、100%となって、現在に至ります。

これは篠栗町から容積率、建ぺい率の篠栗町の提案として行われたものでございます。

また、市街化調整区域とは、市街化を促進しない大型開発等を抑制する地域でありまして、設定当時としてはやむを得ない状況であったとも考えられるわけでございます。

用途地域の指定のない市街化調整区域を含む区域の容積率の引き上げにつきましては、前に申しましたとおり、建築基準法に基づいた特定行政庁が決定すること、すなわち、福岡県が決定することになりますので、今後、その変更については福岡県と十分に協議してまいりたいと考えます。

篠栗町では、マスタープランで示す方針のもとに、その実現に向けて土地利用施策の基本となっている区域区分や用途地域の見直しについて総合的に調整を行いながら、十分な情報提供や住民との意見交換に努めて、具体的な計画を実現してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（阿部 寛治） 松田議員。ありますか。

はいどうぞ、松田議員。

○議員（松田 國守） 再質問ではありませんが、今の答弁で、平成15年の県の調査時にですね、我が町は建ぺい率60%、容積率100%と、指定したということでございますので、当時としてはやむを得ない状況であったと答弁されておりますので、これ以上、問いませんけれども、この地区計画の開発は、県と十分な協議をするとのことですので、どうぞ、有利に運ぶよう、取り組んでいただきますように要望して終わります。

○議長（阿部 寛治） はい。要望とします。

引き続き4番、山田議員。

○議員（山田 眞士） 議席番号 4 番。

日本共産党の山田でございます。

今日の質問は、6月に、質問をさせていただきました問題について、少し進めさせていただきます。

それともう一つは、国民健康保険の保険料の引き下げを、について質問させていただきます。

中学校卒業までの医療費無料化の件についてでございます。

その件につきまして、三浦町長は、こういうふうに答弁されました「今後、制度改正に向けた情報の収集に努め、近隣自治体の動向にも注意し進めていきたいと考えています」ということで、ありました。

それで、今は中学校卒業までの医療費無料化をしている自治体は、入院では、全国自治体の82%に達しております。

通院は67%まで広がっています。

そして、先の地方選挙で、志免町では、新人の方が、町長になりましたが、中学校卒業までの医療費を無料化するという公約を掲げておられます。

また、そのことを聞かれて、粕屋町長は議会で「県が小学校卒業までということのをのんでくれるのであれば、町長会で、十分積極的に取り組む話をしたい」と答弁しておられます。

私は、三浦町長にお願いしたいのであります。志免町長また粕屋町長とまたほかの町長の方々と、連携して、町長会で、中学校卒業までの医療費の無料化を、実現するという積極的な提案をしていただきたいと思いますと思うのですが、どうでしょうか。

○議長（阿部 寛治） 1問目の質問に対して、町長答弁どうぞ。

○町長（三浦 正） ただいまの「中学卒業までの医療費の無料化実現を」という質問についてお答えいたします。

6月議会でも、質問にお答えいたしましたように、小川知事が人口減少対策として、就学前の子どもを対象に実施している乳幼児医療費助成を小学校6年生まで対象拡大し実施すると述べられてましたことについてその後の状況については、現況調査は行われましたが、詳細な説明がございませんでした。

ちょうど、昨日1昨日でしたか、8日、吉塚合同庁で担当課長・担当者説明会が行われまして、そこに私どもからも、住民課長が出てまいりましたが、その中で、改正の内容として、小学校6年生までの対象拡大については28年10月から、県は実行したい、施行するとの予定の報告を受けたところでございます。

今後は、この意向に沿いまして、糟屋地区内、市、町の動向を見ながら、また、本町の財政状況を精査して、どこまで同様な助成ができるかを考えながら、できるだけ、糟屋地区内足並みをそろえて進めていかれるよう頑張っ、情報収集に努め、近隣の自治体の動向を注意して取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（阿部 寛治） はい、この1問目に対しての質問ありますか。はいどうぞ。
山田議員。

○議員（山田 眞士） 積極的に町長会でも、そのことを話し合っていたきたいと、ぜひとも篠栗町、ほかの全国の自治体も今どんどんどんどん増えております。

ですから篠栗町もどうかその中学校卒業までの医療費の無料化を何としてでも実現していただきたいと思います。

最後にちょっと申し上げときますけども、篠栗町の医療費、子ども医療費はですね。小学生のときには随分お金がかかってます。しかし、中学校のあれを見ますと、ガタンと減ってるんですね、私は、そののそこも見ていただいて、その無料化実現をしていただきたいと思います。

○議長（阿部 寛治） はい。三浦町長どうぞ。

○町長（三浦 正） ただいまの再質問の中での中学生までの無料化ということについて、というお話でございました。

糟屋地区内におきましてはまずは小学校までの無料化ということが段階的な話でございまして、それを今協議しているところでございます。

またいわゆる候補者としての公約としての無料化ということと、町が考える政策としての無料化ということは全く別問題でございますので、その公約のことをここで取り上げて、そういうふうにおっしゃってあるからここまでしましょう、したらどうですかというの少しずれた話ではなかろうかと思っておりますので、改めて私どもから、その点だけは御確認いただきたいと思っておりますのでよろしくお願い申し上げます。

○議長（阿部 寛治） いいですか山田議員。

○議員（山田 眞士） はい。

今の質問は終わります。

次に、国保料の引き下げについて質問させていただきます。

先の6月に厚労省による公的医療保険の保険料負担、比較データによりますと、国保の保険料負担は、ほかの保険と比べまして1.5倍から、2倍高いという実態が出ております。

そのため、国は、国保改正を6月に行い、保険者支援制度を交付、執行をいたしました。

この制度のために、国は、約1,700億円です。

このお金は消費税から出てきたものでありますけども、その1,700億円の公費を投入し、7割軽減と、5割軽減の、対象者に応じた補助率を、12%から15%、6%から14%に、引き上げるとともに、新たに2割軽減対象者を補助対象に加えた上で、補助率を13%に設定しております。

そして、この国保改革は50年ぶりに、なされたんでありますけども、厚労省は、この約1,700億円の公費投入により、1人当たり約5,000円の財政改善効果が、あると説明していますが、お聞きしたいんですけども、篠栗町には、この財政支援額は、どれくらい入っているのでしょうか。

そして、1人当たりの財政支援額はどれくらいになると試算しておられるかお聞きしたいんですけども、住民課長にお願いいたします。

国保というのは医療保険に加入できない人々を支えるという重要な、役割を持っている社会保障制度であります。

自助や共助、相互扶助だけでは決して支えることができない人々の医療保障を図り、受診する権利、健康になる権利、生きる権利を保障するために、保険者支援制度により、篠栗町に財政支援金が、投入されているはずであります。

その財政支援金を、被保険者のために、十分に活用していただきたいのですが、どうでしょうか。

○議長（阿部 寛治） それでは、住民課長から答えられますか。

はい、どうぞ。住民課長。

○住民課長（村嶋 茂則） 山田議員の質問にお答えします。

保険者支援制度は、保険料軽減の対象となった被保険者数に応じて、前年度の平均保険料収納額の一定割合を補てんすることで、低所得者を多く抱える保険者の財政基盤を強化するものでございます。

平成27年度から、その対象が、7割、5割に加えて、2割軽減対象者に拡大されるとともに、補助率が引き上げられました。

さらに算定基準につきましても、平均保険料収納額から、平均保険料算定額に改められました。

これによる増収見込み額ですが、軽減対象者がまだ不確定でございますので、前年の実績数を改正後の支援率等で試算しますと、前年度と比較しまして、約3,1

00万円の増収になります。

しかしながら、国庫負担金等が一部減額となりますので、国保会計全体での影響額は約2,500万円の増収、1人当たりで換算すると3,600円程度となる見込みでございます。

それから今回の保険者支援制度に投入される財政支援金を充てて、国保税を引き下げてはということですが、本町におきましては、一般会計からの法定外繰り入れを行っても、なお、赤字でありますし、今後も医療費はますます増加していく見込みでありますので、国保財政はさらに厳しくなります。

今回の財政支援拡大によって、一般会計からの、法定外繰入金の一部は解消される見込みですが、この措置は、保険者である市町村への財政支援であり、赤字の抜本的な解消にはならず、保険税の引き下げは難しいと考えております。

平成30年に県と共同運営者となりますので、それまでに、財政力を強化し、累積赤字の解消に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（阿部 寛治） はい。続けてどうぞ町長。

○町長（三浦 正） 私からも若干お話申し上げます。今、答弁については、住民課長から説明したとおりでございますが、国が行った今回の措置と申しますのが国民皆保険制度を堅持していくために、今、自治体が保険者となってやっております国民保険等と、その他の社会保険もそうですが、その医療保険制度が抜本的に改革しなければいけないということに対する支援でございます。

法律の名称は諸情勢報告の中でも申し上げましたが、「持続可能な医療保険制度を構築するための国民保険法等の一部を改正する法律」ということございまして、これは、保険者に対する財政支援の法律でございます。

保険者と申しますのは市町村でございまして、被保険者がその国民保険に加入してある皆様方への支援になるわけでございますが、今回の法改正の趣旨に沿って、今回のいわゆる1,700億円の全国の保険者に対する支援については、私ども保険者としての国保会計の財政支援に充当し、国保財政が、より健全化するように使ってまいりたいと考えておりますので、私は、被保険者に対する減額等は一切考えておりません。

○議長（阿部 寛治） はい、再質問。山田議員。

○議員（山田 眞士） 今、確かに名前としては、保険者支援制度であります。

しかし、その保険者支援制度の保険者というものをどう捉えるかっていうのは、

全国の自治体でも違っております。

しかし、それを、この被保険者の今、三浦町長は被保険者のために使うつもりはないとおっしゃいましたけども、それ解釈の問題であります。

何も保険者支援制度は、保険者がどういうふうに使ってもいいということですけども、問題は、国保はですね社会保障なんです。社会保障制度であります。

だから、保険者が、被保険者に対して、やっぱりもう少し軽減しなきゃならんという考えであるならばですね。それは保険者が被保険者のために使っていいお金であるはずです。

そこんところは、私は、町長の見解とちょっと違うんですけども、この社会保障制度であるこの国保をですね、やっぱり苦しんでいる人たちがおられます、本当に生活保護に入るか入らないかというボーダーラインの人たちもおられるわけです。

この一部をですね、使ってでも、明日への不安を抱いている人たちに対してその不安を少しでも軽減するためにですね、保険者支援制度ではありますけども、被保険者のために使っていいはずであります。

その規定ははっきりしてないはずであります。

答弁をお願いします。

○議長（阿部 寛治） はい、三浦町長。

○町長（三浦 正） 国民健康保険制度は社会保障制度であるという認識は日本共産党のかねてからの認識であろうかと思っておりますが、現実として、例えば、26年度決算におきまして、これから御審議、認定を賜りますけれども、1億8,000万円、昨年が、国民健康保険への法定外繰り出しを行っておりませんでしたことから、1億8,000万弱の一般会計、つまり、町民全体の税金から、8,000名弱の国民健康保険制度を維持するために1億8,000万の一般会計からの特別な繰り出しをした、いわゆる法定外繰り出しをしたという現実があるわけですから、今お話のように、保険者支援制度ということで、保険者として、全国の自治体の中には黒字の自治体があるかもわかりませんが、そういうところでは、これだけ潤沢に黒字で運営しているから、この、国からの支援金は被保険者の保険料の引き下げに使おうということが自治体中にはあるかもわかりませんが、現状私どものように、1億8,000万も一般会計からいわゆる国民健康保険の対象じゃない方々の税金から投入して国民健康保険制度を維持しているという現実を踏まえれば、今回の支援、あるいはもう一步先の1,700億円の支援がありまして、合計で3,400億円は、いわゆる消費税10%になったところでは、国民皆保険制度維持のために3,

400億円の国の支援が継続的に行われますがそれも含めて、これは保険者のための制度改善の資金だと考えておるところでございます。

以上です。

○議長（阿部 寛治） はい。山田議員。

○議員（山田 眞士） 先ほどですね、これは厚労省が発表したやつですけども、なぜその7割軽減、5割軽減、そして、2割軽減の、これを行えば、なぜこれだけの財政改善額が出てくるのかっていうことはなぜ、厚労省はわざわざ発表するんでしょうか。

私は、やっぱりそこに使ったとしたら、そこに回せばこれだけの財政改善が、できるんだよということを厚労省も言ってるわけです。

そしてこういうふうな、国民保険に対しての支援でありますから、やっぱり国民保険者のために、使っていただきたいと私は思います。

そのところが、私は、社会保障制度というその概念に対して、私は、町長と少し違うかなと思いますけども、こういうことはいろいろ発表されてるわけですね。

それと、国保の被保険者の方々は少しは、国保料は下がるのかなと思いますけども、今の答弁では、町長は、被保険者のために使うつもりはないということでしょうですか。

○議長（阿部 寛治） はい。三浦町長。

○町長（三浦 正） 今、山田議員の御質問の中に、国民健康保険制度維持するための財政改善に使うんだということははっきりお話にありましたように、私どもの町としてもそのように使うということを申し上げてるだけでございます。

○議長（阿部 寛治） いいですか。

はい。山田議員。

○議員（山田 眞士） ぜひともですね。

この国保の問題は本当に難しいと思います。

地方自治体も本当に苦しんでるということは私も重々理解しております。

国の政策は本当に今までの国庫負担をですね、削ってきてるがために、自治体の国保の状態が、悪くなってきてるということも、私も理解しております。

しかし、現実にはですねやっぱりそうやって払いたくても払えない人たちがいる、その人達を何としてでも少しでも、100円でも200円でも、国保料を軽減して、毎日の生活、明日への不安を取り除いていっていただけるように、ぜひとも私はお願いしていたしまして、この質問を終わらせていただきます。

○議長（阿部 寛治） ここで約1時間一般質問が続きましたので、ここで10分の休みを取りたいと思います。

11時5分より再開しますので、よろしくをお願いします。

休憩（午前10時55分～11時5分）

○議長（阿部 寛治） それでは一般質問を再開いたします。

その前に、町長より発言を求められておりますので許可します。

三浦町長どうぞ。

○町長（三浦 正） ただいまの山田議員のやりとりのなかで、私が平成26年度一般会計からの法定外繰り出し金を1億8,000万円と申し上げましたが、水増ししておりまして、申し訳ございません。

決算上は1億4,900万円の法定外繰り出しをしておりますので、訂正してお詫び申し上げます。

すみませんでした。

○議長（阿部 寛治） では引き続き、質問順位5番 田辺弘之議員。

どうぞ。

○議員（田辺 弘之） 議席番号2番 田辺弘之でございます。

本日は、「篠栗町の老朽危険空き家について」お尋ねいたします。

空き家対策については近年、どの自治体においても深刻な問題となっております。

本年5月26日に完全実施となりました「空き家等対策に関する特別措置法」は、特にこれからの老朽危険空き家対策に大きな影響を及ぼすものであります。

まずは特定空き家、つまり「老朽危険空き家」の要件が具体的にあげられました。

- 1、著しく保安上危険となる恐れのある状態。
 - 2、衛生上有害となる恐れのある状態。
 - 3、著しく景観を損なっている状態。
 - 4、その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態。
- の4つの要件であります。

そして、外観や人の出入り等の使用状況から、年間を通して使用されていないといった状況判断を踏まえて、行政が「空き家」と認定したものが「特定空き家」と呼ばれます。

また、その所有者の特定については、不動産登記や住民票、戸籍謄本などに加え、

固定資産課税台帳から納税状況を活用することも可能となり、所有者を把握しやすくなります。

使われていない家屋がそのまま放置される大きな要因となっている、住宅用地としての固定資産税評価額が最大6分の1となる特例措置についての改正もありました。行政から必要な改善措置をとることを勧告された後に、状況が変わらない場合、更地と同じ固定資産税を納めることになるということです。

このように、地方自治体は国で定めた空き家に関する施策の基本方針に従って、空き家対策計画を定め、その作成等及び実施に関する協議会を設置することが求められます。

また、それに伴う立ち入り調査権も認められており、調査の権限も強化されました。

法によって空き家に対する実態調査、及び対応策が明らかになり、それに従って検討していく。といったことも法律でうたわれており、行政として「特定空き家」として放置されている家屋について、何らかの行動を起こしてゆくことも求められることとなりました。

特定空き家については、所有者の権利も大事ではありますが、やはりその近隣に住まわれている方のことも考慮しなければなりません。

特に特定空き家があることで、例えば、家屋の倒壊、虫や鳥による被害や不審者による放火等の心配をなるべく早く払拭することが大切だと考えております。

昨年9月の議会の一般質問で、雑草の生い茂りや景観・防犯上よろしくないとの理由による相談が5件あったが、「老朽家屋」に関する相談件数は1件しかなく、担当課が所有者へ適切な管理を促し、現在は適正に管理されている。と答弁されました。

しかし、本年8月に住民からの相談で見に行った空き家は、屋根がほとんどなく、壁のみで家の中には草木が生い茂り、台風などが直撃すれば、風向きによっては大きな被害を及ぼす物件ではないかと思われるものでした。

先月の8月24,25日にかけての九州の広い範囲に暴風雨をもたらした台風15号では、直ぐに駆けつけましたが、その空き家は幸いに崩壊せず、建築物が飛ぶことはありませんでしたが、しかし、いつ危険な状態になってもおかしくない物件であり、近所の方も不安でたまらないとのことでした。

相談や要望のみでは、正確に「老朽空き家」の数は把握できていないではないかと思われ、しっかりとした把握が必要であると考えます。

平成25年に制定された「篠栗町老朽危険空き家対策事業実施要綱」は、あくまで空き家の持ち主が、任意で町に寄附することを条件に、さらに危険家屋委員会が「老朽危険空き家」に関する苦情内容及び外観を確認し、空き家が寄附採納後、除去するまでの事務を行う担当課を決定するというを所管しておりますが、これは寄附する方が、債権などが無いことが条件であり、もし債権等のいろいろな条件が重なれば、民事に介入し、プライベートなことにも触れなくてはならざる得ない状況も発生することが考えられますが、それを可能にする条例は、現在のところ篠栗町にはございません。

「空き家等対策に関する特別措置法」の施行前の昨年4月の時点で国土交通省の調査では、全国で355自治体が「空き家条例」を作成しており、そのうち勧告は334、命令306、公表272、罰則31、代執行は184の自治体が条例に定めております。

福岡県内では、17市町が「空き家等の適正管理に関する条例」を制定しており、勧告17、命令16、公表14、代執行は、直方市、豊前市、宗像市、宇美町、粕屋町の5市町が条例に定めております。

空き家は今後さらに増加すると見込まれており、深刻さを増してゆくと考えております。

そこでお伺いいたします。

篠栗町内の空き家の実態をどのように把握され、そのうち「老朽危険空き家」の数はどれだけあり、それをどのような方法で調べていくのかをお伺いしたい。

また、「老朽危険空き家と認定された物件」についての対応は、どのようにされているのかお聞かせください。

さらに、民事介入せざるを得ない場合もあるので、特定空き家に限らず、空き家を一括で管理をするためにも、空き家対策の専門部署を設けて対応していくべきだと考えますが、そのためにも、仮称「篠栗町空き家等の適正管理に関する条例」を制定して、対応をされてはどうかと考えますが、執行部のご見解をお伺いいたします。

よろしく申し上げます。

○議長(阿部 寛治) ただいまの田辺議員の質問に対して、町長の答弁を求めます。

三浦町長。

○町長(三浦 正) ただいまの田辺議員の「篠栗町の老朽危険空き家対策を問う」ご質問にお答えいたします。

ただいま議員ご案内のとおり、適切な管理が行われていない空き家等が住民の生活環境に重大な影響を及ぼしていることについて、その対策を図り、併せて、空き家の活用を促進するために、「空き家等対策の促進に関する特別措置法」、いわゆる「空き家特措法」が昨年11月27日に公布されました。

また今年2月26日に一部施行し、5月26日に全面施行されたところでございます。

空き家は、第一義的にはその所有者等が自らの責任において的確に対応することが前提でございますが、その所有者が何らかの理由で管理責任を全うしない場合に、市町村が所要の措置を講ずるなど、対策を実施することができることとなりました。

これを受けまして、今年3月には、福岡県と県内各市町村及び関係団体等により「福岡県空き家対策連絡協議会」を設立いたしまして、県内の関係機関が一体となって、情報や課題を共有し、法の目的を達成するための仕組みや方策を検討しているところでございます。

さて、具体的なお質問の1番目は、町内の空き家の実態をどのように把握しているか、ということでございます。

本町におきましては、これまで空き家に関する実態調査等は行っておりません。

従いまして、住民の皆様や区長様方から相談や苦情等があった個別の事案にのみ、承知しているところが実情でございます。

2番目のご質問は、「そのうち老朽危険空き家の数は」ということございました。

町内の空き家の実態調査等は行っておりませんが、住民の皆様や区長様方から相談を受けた案件の中には、老朽危険空き家、法律でいう「特定空き家」と認められるような案件もあると思われれます。

しかしながら、特定空き家と認定するための基準や手続について検討している段階でございますので、現時点では特定空き家の数は把握していないということになるわけでございます。

今回の法律の施行により、空き家対策に関する計画の策定や措置の実施は市町村の責務でございますので、早期に実態調査を行い、空き家対策に関する計画を策定する必要があると考えているところでございます。

3番目のご質問は、老朽危険空き家をどのような方法で調べるか、ということでございます。

まずは、特定空き家と認定するための具体的な判断基準を定めることが必要でござ

ございます。国土交通省のガイドライン等を参考に、先ほど申し上げました福岡県空き家対策連絡協議会において、統一的モデル判断基準の策定を行っているところでございます。

また、空き家の物的な要件に加え、周辺の建築物や通行人等へもたらす悪影響の状況の程度や危険の切迫性等も含め判断していかなければなりません。この認定を行う機関として、外部の有識者を含めた協議会の設置についても検討していくこととしております。

4番目のご質問は、「老朽危険空き家への対応はどうか」ということでございました。

空き家に関する実態調査や住民からの相談等により、具体的な事案を把握し、その空き家の状態や周辺への悪影響の程度等から、私有財産である当該空き家に対する措置について、行政が関与すべき事案であると判断した場合には、行政として措置を行うこととなります。

国土交通省のガイドラインに示された措置の手順としては、まず、特定空き家の所有者等へ空き家の除去又は修繕、立木の伐採など必要な措置をとるよう助言又は指導を行うことができます。

それでも改善されない場合には、必要な措置を行うよう勧告することができます。

この勧告を行った場合には、地方税法の規定に基づき、当該空き家に係る敷地について、固定資産税等の住宅用地特例の対象から除外されることとなります。

また、勧告を受けたにも関わらず、必要な措置を行わない場合には、措置命令を発出することができます。

さらに、措置を命じられたものが措置を履行しない場合には、行政代執行の法の定めに基づいて代執行も可能となっております。

特定空き家の認定は、助言指導、勧告を経て不利益処分である命令へ移行していく重大な決定でございます。

慎重かつ公正、透明な認定手順が求められるところでございます。

5番目の質問は、「専門部署を設ける、また、条例制定が必要ではないか」というご質問でございます。

法令の制定により市町村は、空き家の実態を把握するための実態調査を行い、その結果をデータベース化し、実態に応じた空き家等対策計画を策定し、特定空き家等に対する措置の促進に努めなければなりません。

このような重要でボリュームの大きい事務を遂行するためには、ご指摘のとおり、

専門部署の設置、又はそれに準ずるような庁内の体制整備が不可欠でございます。

この体制整備を行ってまいりたいと考えているところでございます。

また、空き家等対策計画の策定や変更、特定空き家の認定、措置の方針などを協議する機関として、協議会の設置も必要となると思われまして、空き家対策の円滑な施行のためには、議員がご提示されました町条例の制定も重要であると思っております。

冒頭申し上げましたとおり、現在、「福岡県空き家対策連絡協議会」において、県と各市町村及び関係団体が共同でこの法律への対応を協議しております。ご案内のとおり、県内各市町村の中には、この法律の制定前から独自の条例を制定しているところもございます。過去に空き家に関する実態調査を実施したところ、していないところ、さまざまでございます。このような各市町村の情報や課題を共有し、この法律への対応を検討しているところでございます。

具体的には、実態調査の調査方法の検討や、データベース化する際のモデル案の策定、特定空き家と判断されるためのモデル判断基準の策定などがございます。

これらは、本年度中には具体化する見込みでございますので、こういった標準化された基本方針等を参考に、篠栗町固有の事情を考慮した空き家対策を実施してまいりたいと考えております。

どうぞよろしくお願いいたします。

○議長(阿部 寛治) 田辺議員、再質問。

はいどうぞ。

○議員(田辺 弘之) 現実問題といたしまして、本当に私がここで言いましたように、酷いぼろぼろな空き家があるんですね。

今年は特に台風なんかが、昨日もそうですけども、たくさん来ていると、その時にもし何か起こったときにとっても困る。

例えば、「もし何かあったときに行政が何もしてなかった。」ということもありますので、できるだけ早くこういうことはやっていただきたいと思うんですけど。もう一つ、この空き家再生事業に関する、この除去という事業、多分これと思うんですけども、3年間のですね、助成金に関しては経過措置期間を設けるということで、国が5分の2やるのは、3年間の間にやってくれということがありますので、できるだけ早く実現させていただきたいということを要望として、私の質問を終わりたいと思います。

どうかよろしくお願いいたします。

○議長(阿部 寛治) 続きまして、質問順位 6 番 古屋宏治議員。

○議員(古屋 宏治) 議席番号 1 番 古屋宏治でございます。

初めての質問でございます。

失礼な質問、また、的外れな質問をするかもしれませんが、どうぞよろしく
お願いいたします。

2 問、町長にご質問をさせていただきます。

まず 1 問目、「まちづくり都市計画の現状について」ご質問いたします。

地方創生の流れの中で、人口を維持する、また、増やすために全国市町村において、具体的な「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を立てておられます。

篠栗町においても、今年 27 年 3 月末に完成した「篠栗町都市計画マスタープラン」の中で、第 5 次篠栗町総合計画(ささぐりみんなの道標)や、福岡県が定める「篠栗町都市計画区域マスタープラン」との整合性を確保しながら策定されております。

第 5 次篠栗町総合計画の策定時に審議会より 4 項目の答申が出されております。

1、未利用地の有効活用において、特に都市計画区域内の国道 201 号線沿いの土地については、十分な検討を行い、町の活性化に繋がる取り組みを進めていただきたい。

2、住民がまちづくりの主体として、行政と協働してまちづくりに取り組むためには、地縁組織である行政区や組合の活動の充実が不可欠と考えられることから、未加入の住民に対して、町が加入を促進する姿勢を明確にするとともに、行政区や組合と協力して、加入率の向上を図る取り組みも住民参加、参画の仕組みの整備と併せて進めていただきたい。

3、これまで実施されていなかった篠栗町を訪れる観光客の行動・傾向・ニーズ把握等の調査を実施するなど、観光客の増加を目指すために、必要と思われる取り組みを進めていただきたい。

4、5 年後の目標人口 3 万 2,800 人を達成できるよう、人口増加に繋がる施策を積極的に取り組んでいただきたい。

という 4 項目の答申が出されておりましたが、今回のマスタープランを踏まえ、現況をお聞かせいただきますでしょうか。

よろしくお願いいたします。

○議長(阿部 寛治) では、古屋議員の 1 問目の答弁を町長に求めます。

三浦町長。

○町長(三浦 正) それでは、古屋議員の1番目のご質問「まちづくり都市計画の現状」についてお答えいたします。

第5次篠栗町総合計画・ささぐりみんなの道標を策定するにあたりまして、平成24年5月、篠栗町総合計画審議会に諮問いたしまして、平成25年1月に答申を受けております。

その中に、ただいま議員のご質問にもありますように、審議会から四つのご意見をいただいております。

いただいたご意見につきまして、そのご意見も踏まえて、それぞれ関係各課において総合計画に示す基本目標ごとに重点施策を掲げ、毎年、3年間のローリング方式で実施計画を作成し、執行し、チェックをしてまいっているところでございます。

また、昨年度は、実施状況を事業評価シートにまとめまして、実施計画額に対する執行率、目標数値に対する達成度、事業達成の問題点や課題などを記載し、次年度の実施計画に反映させるなど、適正な進行管理に努めているところでございます。

答申書に掲げられました4項目のご意見、ただいまお読みいただきましたが、簡単に現状を申し上げますと、一つ目の都市計画に関する「国道201号線沿いの未利用地の有効活用」につきましては、平成27年3月篠栗町都市計画マスタープランの改定を行い、その中に土地利用の方針として具体的に町の基本方針を示し、謳い込んだところでございます。

二つ目の「町内会への加入率の向上を図る取り組み」につきましては、転入されてこられた皆様に、町内会の活動内容をお知らせするチラシを配布し、新居地の行政区、隣組合の名称及び区長様の電話連絡先をお伝えする取り組みを実施しております。

加入してこられた方に、このような紙をお渡ししているところでございます。

後でお見せします。

また、町内の不動産業者の方にも組合加入促進に関するチラシ配布の協力をお願いしているところでございます。

三つ目の「観光客の人数は把握等の調査を」につきましては、イベント実施時にアンケート調査を実施し、調査結果につきましては、関係各団体と情報を共有しながら、次年度以降の施策へと反映させております。

また、昨日、観光協会の理事会がございまして、その理事会の席上でも、各種観光客の実態把握について調査するという事で理事会決定をして、専門のコンサルタントに委託するような経緯で進んでいるところでございます。

最後に「人口増加につながる施策に積極的に取り組む」ということにつきまして、総合計画に掲げています重点施策の一つ一つが、これに関係しますので、各課で順次執行しているところがございますが、現在、人口減少対策として策定中の篠栗町総合戦略の中で、直接的な施策を掲げてまいりますので、今しばらくその具体的な方策については、お待ちいただければと思います。

皆様方にご報告できるかと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

○議長(阿部 寛治) はい、一問目について質問がありますか。

はい、どうぞ。

○議員(古屋 宏治) 一項目目の201号線沿いの未利用地区の件ですけれども、マスタープランの計画の中で、先ほども町長述べられたとおり、ほとんどが調整区域でございます。この調整区域のこの土地を、どのような開発行為をすれば、調整区域が地区計画なり、いろんなことで通っていくものなのでしょうか。

よろしくお問い合わせいたします。

○議長(阿部 寛治) 町長、どうぞ。

○町長(三浦 正) ただいまちょっと、都市計画マスタープランも持ってきておりますが、この中に書いておりますように、国道201号線沿いにつきましては、それぞれの地域におきまして、細かくいろいろ決めております。

産業関係に適する地域であるとか、というようなことが細かくあるわけでございますが、それにつきましては民間の事業体の中で、この区域をこういうふうな形で開発したいという申し出のもとに、私どもが今回、地区計画に関する条例を定めるように、ご審議いただくこととしておりますが、それに沿った形での、例えば、農振白地のところは地区計画に張られて、こういうふうなものを建てたいということが、私どもの町の都市計画マスタープランに見合ったものかどうかというようなことも含めて、その建物の嵩の基準であるとか、何階建てまでというようなことをその地区計画ごとに立てて、具体化していくってというような流れになっていこうかと思っております。

既に、和田の一部の地区でもそういう民間からのお申し出があって、今度、協議をするという場を設けることとしておるような状況が具体的に発生しております。

以上です。

○議長(阿部 寛治) 古屋議員、再質問ですか。

はいどうぞ。

○議員(古屋 宏治) 計画的活用ゾーンの中に、「無秩序な市街化を促進することの

ないよう計画な整備活用を図ることとします。」とありますけども、この地区計画の申し入れに関しまして、面積等の縛りがあるのでしょうか、お聞かせください。

○議長(阿部 寛治) はい、町長。

○町長(三浦 正) その件につきましては、担当課長から申し上げさせてもらってよろしいでしょうか。ということで良いでしょうか。

○議長(阿部 寛治) はい、三明都市整備課長。

○都市整備課長(三明 祐治) お答えいたします。

面積的な縛りはですね、ある一定面積はあるかと思いますが、地区計画そのものは個別の計画でございますので、それぞれ関係の特定行政庁である福岡県と協議しながらの開発になっていこうかと考えております。

以上です。

○議長(阿部 寛治) はい、古屋議員。

○議員(古屋 宏治) そうなりましたら、広い調整区域の範囲の中で、例えば2万坪ある中で、国道沿いの300坪を地区計画かけたいとか、こちらの端の2,000坪を住宅開発にしたいとか、いうことになったときに、この言われてる無秩序な市街化の促進になるのではないのでしょうか。

○議長(阿部 寛治) はい、三明課長。

○都市整備課長(三明 祐治) そもそも人口増を見込むような企業誘致をした場合に、そういった住環境ですね、要は就業者の定住を図るような受け皿となるような地区計画、そういう話になっていこうかと思いますが、それぞれに千差万別で、目的もそれぞれにストーリー性を鑑みながらですね、開発をしてまいりたいと思いますから、無秩序な話という話はそういうところで払拭できるかと思っております。

以上です。

○議長(阿部 寛治) いいですか。

では、2問目にいけますか。

1問目の続きでしょうか。

はい、どうぞ。

○議員(古屋 宏治) 1問目の答申が出されています4項目の中の2項目目でございます。

その中に、以前一般質問の中で町長の方から、「広告や町のホームページを通じて組合活動の発信をしています。」と、先ほどチラシ交付などで加入率の推進を進めているとありましたけども、是非ですね、高齢化が進む中、現状でも組合をぬけ

られる方が多く、また新たに転入されてこられた方の加入も少ないようです。行政区でも非常に大きな問題となっております。

町長が一昨日、諸情勢報告で述べられた中にも、篠栗町に住むことで地域に溶け込み、地域が受け入れる心の広い、社会の形成の中で生まれてくる人口ビジョンでなければならないとおっしゃいました。

まさに地域の輪、絆が1番大切なことだと思います。

地域での暮らしの支援、また近所の高齢者、独居老人の見守りや声掛け、地域における共助体制づくりが必要だと考えます。

そのためにも行政がもっと積極的に自治会、町内会への加入の大切さを説明いただき、加入数を増やしていただきたいと思います。

これは要望でございます。

○議長(阿部 寛治) 要望だそうです。

○議員(古屋 宏治) すいません、項目の3番目、よろしいでしょうか。

○議長(阿部 寛治) はい、どうぞ。

○議員(古屋 宏治) これは一例ですけども、今、博多港に入る大型クルーズ船が、平成24年度で110隻、平成25年度見込みが250隻、ワンクルーズが約3,000人が乗船しておられます。多いときでは、市内の商業施設に一日180台から200台の大型バスが来るそうです。

外国人が日本でやりたいことの1番は、日本食を食べること。2番目がショッピング、3番目が繁華街を歩き、4番目が自然景勝地観光、5番目が旅館に宿泊というようになっております。

是非、先ほどもコンサル等を入れてということでございますので、篠栗町の魅力を引き出していただきまして、海外国内への発信をしていただきたいと思います。

また、これからは地域の個人的な自然や生活文化等に目を向け、それを磨き、光らせ、住んでいる人々がやはり住みよく、誇りに思うような地域にしていくことこそが、観光地としての持続的な発展につながると思います。

これも要望でございます。

それから、すいません長くなりますけども、4項目目でございます。

「マスタープラン」と、それから「ささぐりみんなの道標」を見させていただいて、篠栗町の人口目標は、何年度を目指してあるのかをお聞きしたいと思います。

○議長(阿部 寛治) はい、町長。

○町長(三浦 正) 総合計画におきましては、作成しましたのが25年度でございます。

して、これは、2013年から2017年、平成29年度末になるわけでございますけれども、3万2,800人ということを目標として、ここの総合計画は策定しております。マスタープランは、それに基づいて実施していくわけですが、今度、地方創生に基づく「篠栗町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を作り上げていく中での篠栗町総合戦略と人口ビジョンの策定につきましては、国が求めるところは、2060年或いは2040年というところでございます。

その辺はどういうふうな形でシュミレーションを作っていくかっていうのは、今、検討しているところでございますので、その礎となる5年間の総合戦略、こういうことをやっていくということの結果が、こういうこれぐらいの人口が維持できようかということをつくる作業を今審議会のほうでやっているところでございます。

○議長(阿部 寛治) よろしいですか。

はい、古屋議員。

○議員(古屋 宏治) マスタープランの中にある平成29年、目標3万2,800人とあるのは、平成29年度までに、この目標を達成するという意味では、ないんじゃないか。

○議長(阿部 寛治) はい、町長。

○町長(三浦 正) その意味で作上げた目標でございます。

○議長(阿部 寛治) はい、どうぞ。

○議員(古屋 宏治) そういう意味におかれまして、県が定めた数字が3万700人。

これは平成27年4月時点では、3万1,545人で篠栗町としてはクリアしております。

そういった、人口増を目指す中で、他町では町の住みやすさや良さの魅力を町外へアピールすることなど、定住促進に向けた取り組みをされております。

ますます人口増を目指している篠栗町も是非人口増を目指していただきたいと思っておりますし、この第5次総合戦略の中で、県が3万7,000人と書いてある中で、篠栗町のマスタープランには44年目標3万700人ということで、今の人口より減っておりますので、下がる目標じゃなくて、是非増やす目標のほうを検討していただきたいと思っております。

○議長(阿部 寛治) 要望ですか。

○議員(古屋 宏治) はい。

○議長(阿部 寛治) 何か答えることはありませんか。

では、2問目をどうぞ。

○議員(古屋 宏治) 2問目「篠栗町都市計画マスタープラン策定委員などの選任について」のご質問です。

篠栗町都市計画マスタープランを拝見させていただき、素晴らしいまちづくり計画だと思いました。

これからのまちづくりの中で、都市計画、土地利用計画を作成する策定委員などの選任について、法的な基準があるかをお聞かせください。

お願いいたします。

○議長(阿部 寛治) はい、町長。

○町長(三浦 正) 古屋議員の2問目のご質問についてお答えいたします。

「篠栗町都市計画マスタープラン策定委員などの選任について」のご質問でございました。

地方自治法では、町の執行機関において、審議会や審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。というふうに定められております。

都市計画を決定する場合における事前審議や、町長の諮問に応じ都市計画に関する事項について調査審議等を行う「篠栗町都市計画審議会」や、平成13年に策定され、平成27年3月に改定した、都市づくりの理念や目標、課題に対応した整備方針等を明らかにする「町の都市計画に関する基本方針」の検討、審議及び助言を行う、いわゆる篠栗町都市計画マスタープラン、これの改定委員会では、町長の附属機関として設置しているところでございます。

そこで、当該機関の委員の選任につきましては、それぞれに条例等で員数や構成員を定めて、町長において選任しておるところでございしますが、特に、法的に基準が設けられているわけではございません。

具体的には、都市計画マスタープラン改定委員会要綱第3条において、委員会の委員は、20人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから町長が委嘱し、又は任命するとしておりまして、

- (1)学識経験者
- (2)各種団体の代表者等
- (3)住民の代表者
- (4)篠栗町議会議員
- (5)関係行政機関及び町の職員
- (6)前各号に定めるもののほか、町長が必要と認める者

としております。今回の改正においても、こうした要綱の規定に従って、会長に九州

大学工学部でまちづくりを専門に携わっていらっしゃる坂井教授にお願いし、九州産業大学の日高教授、あるいは、上位の行政機関として福岡県建築都市部 赤星都市計画課長等町外の識者と、それから町議会、町内各種団体の代表者にお願いして18人で構成いたしました。

なお、土地利用計画につきましては、平成15年3月に「第二次篠栗町国土利用計画」を策定しておりますが、附属機関は設置しておりません。

以上です。

○議長(阿部 寛治) はい、町長の答弁に対して。

○議員(古屋 宏治) 第5次篠栗町総合計画審議会の委員の方は、幅広く多方面より選任され、女性の方も多くいらっしゃいました。

今回のマスタープラン策定に関しましては、土地利用、用途の問題を踏まえた都市計画であったと思います。

篠栗町の中にはたくさんの生きた経験と実績を持った土地利用の専門家がいらっしゃいます。専門家の方々は、福岡都市圏のいろいろな方々との交流、勉強会にも参加されておられ、大切な我が町(篠栗町)の将来についても勉強されておられます。

まさに、これからの生活の場をどのような場所、地域で暮らしていきたいのか、教育、税金の問題、交通の利便性、自然環境、防災対策、子どもをどのような町で育てたいか、老後をどのような町で過ごしたいか、生の声を聞いておられ、相談を受けておられます。

篠栗町に人が集まり、住みたいと思っておられる方々の希望をつくるまちづくりのためにも、専門家を登用されてはいかがでしょうか。

また、ほかにもいろいろな附属機関があると思います。町の中には、いろんな専門家が実務を経験されてこられた方がたくさんいらっしゃいます。

計画策定時には、その担当事務の専門家を1人でも2人でも多く入れられてはいかがでしょうか。

○議長(阿部 寛治) はい、三浦町長。

○町長(三浦 正) ただいま、議員からのご指摘のとおりでございますが、私どもも選定に当たっては、その趣旨に沿った専門家を順次選んでいるつもりはございますが、まだ多く私どもの情報をしっかり広げて、広い範囲から今おっしゃったような方々を次のいろいろな委員会の選定、審議会の選定委員には、努力して取り込んでまいりたいと考えております。

よろしく申し上げます。

はい、以上です。

○議員(古屋 宏治) はい、ありがとうございました。

○議長(阿部 寛治) では、7番 横山議員。

質問をお願いいたします。

○議員(横山 久義) 議席番号7番 横山でございます。

「住居表示に関する」質問を行いたいと思います。

現在、我が町の住居表示は、地番の前に大字の地名を付けた旧来の方法を用いていますが、この方法だと地番が不規則で場所が分かりづらく不便であるとの指摘があります。

また、大字が付くこと自体嫌だとの声も多く聞きます。

そこで従来の方法を変更し、新たに〇〇丁目〇〇番地といった表示方法を採用する事例が、ほかの自治体では、増えてきているのも事実であります。

私は、我が町も速やかに新しい住居表示に切り替えるべきだと考えております。

ですから、そのことを前提に次のような質問を行います。

一つ目は、町長が、現在の我が町の住居表示の不便さをどう捉えてあるのか。

そして、新たな表示方法の必要性をどのように認識してあるのかをお尋ねをいたします。

次は、もし新しい住居表示の必要性を感じてあるのなら、今後どのようにして、具体化されるつもりなのかをお聞かせ願います。

また、参考までに、糟屋地区のほかの自治体における新しい住居表示の取り組みについて、取り組み時期や進捗状況等について、教えていただきたいと思います。

次の質問に移ります。

市町村の中で、市はいきなり〇〇市で表示できるのに、町村はその前に〇〇郡を付けて表示しなければなりません。郵便番号制度も定着し、しかも、平成の合併により町村の数も半減してることを考えれば、〇〇郡の表示は必要ないと考えます。

国は、地方再生に力を入れているようですが、真剣にそのことを考えるなら、まずは、町村に住む人たちが忌み嫌う〇〇郡の表示を外すことから始めるべきではないかと思います。

不要な郡部の表示をなくすよう、全国町村会から国に要望するよう働きかけてはいかがでしょうか。

町長の見解を求めたいと思います。

以上です。

○議長(阿部 寛治) はい、三浦町長、答弁をお願いします。

○町長(三浦 正) 横山議員の「新しい住居表示について」のご質問にお答えいたします。

議員のご質問の中にありましたとおり、我が町の住居表示は旧来の大字・番地方式のままでございまして、大字尾仲や大字篠栗など広範囲に広がり、番地名を聞いただけではどのあたりを指すのか、分かり兼ねる状況でございます。

私もこの問題については、将来解決し、丁目・番地に変更したほうが良いと考えておりますし、従来からそういう検討が重ねられてきたようでございます。私も担当課に指示を出しまして、検討してみましたが、思いのほか予算執行を伴い、何年もかけて徐々に進めなければならないことから後送りにしてきた案件でもあるわけでございます。

ここ数年、近隣町でも取り組みが進んでいることから、そろそろ取り組みを具体化しなければと考えております。その点を踏まえて、ご質問の各項目についてお答えいたします。

まず、1点目の「住居表示の必要性」については、ただいま申し上げたとおり、重要と考えておりますし、必要性は認識しております。

街区内に整然と規則どおりに番号をつけることにより、郵便物や宅配業務がスムーズに行えること、家や会社を容易に見つけられること、また、緊急車両が早く現場に急行することが可能となることや、行政事務においても効率化が図られることから、町として取り組むべき事業の一つであると考えております。

続きまして2点目の「具体的なスケジュールや方法」についてお答えいたします。

篠栗町では、平成19年度に「住居表示整備計画書」を作成いたしました。計画書を作成されてから年月が経過しておりますので、実施するには、まずその計画の見直しを図り、住居表示審議会を立ち上げる必要があります。

また、地区計画の開発に伴い、団地開発等の計画が考えられておりますので、まずは、そのあたりから実施するのが、やり易いとも考えているところでございます。

今後におきましては、町として実施すべき事業がほかにもあります。多数ございますが、時期につきましては、他の事業との兼ね合い及び財政状況等を勘案しながらもできる限り早急に検討し実施していきたいと考えているところでございます。

続きまして3点目の「糟屋地区内の住居表示の取り組み」についてお答えいたします。

糟屋地区の住居表示実施状況でございますが、古賀市、宇美町、志免町、新宮町、

粕屋町が住居表示の整備事業を実施しており、古賀市、宇美町、志免町、新宮町は、整備計画の約80%が完了いたし、粕屋町は約50%強が完了している状況でございます。

また、須恵町、久山町は、私どもの町と同様未実施の状況でございます。

2番目のご質問の郡部の表示をなくすことについてでございますが、住居表示は町の後に続く「大字」から変更となるものでございます。

住居表示に関する法律（昭和37年法律第119号）第2条に「市街地にある住所若しくは居所又は事務所、事業所その他これらに類する施設の所在する場所を表示するには、都道府県、郡、市、区及び町村の名称を冠する」と規定してありますので、住居表示を行うにあたり、郡部の表示をなくすことは、現状できないものと考えざるを得ませんが、ただ今お考えのとおり、全国の町村が声を上げていくことは、なかなかおもしろい取り組みではないかと思っております。

次回の糟屋郡の町村会の中でも、こういうご意見があったということはしっかり伝えながら、今後、検討を重ねていきますが、私は糟屋郡という名前を忌み嫌っているのは、全員ではないとは思ってはおります。

糟屋郡篠栗町というところに、糟屋郡のそれぞれの郡内の7町長は、糟屋郡の一体感を持っておるところでもありまして、糟屋郡というものが、全国一の郡だということの誇りを持って取り組んでいるところでございますので申し添えておきます。

以上です。

○議長（阿部 寛治） はい、横山議員、再質問どうぞ。

○議員（横山 久義） 6月議会で、九大演習林の用買を町がしました。

そこの地区に企業を誘致するというところでございます。

その計画は、完成が何年先になるか分かりませんが、できたらそこの地区にですね、来る企業が新しい住居表示、いわゆる何丁目何番地というような住居表示ですね、スタートできるようなもの考えるのも町としては大事ではなからうかと、勿論、この住居表示に多くの費用がかかることは承知しております。

しかし、ほかの自治体でできているわけですから、我が町ができないというわけにはいかないと思っております。

それから近年、我が町、非常に住みやすいと言われながら、人口が横ばい、あるいはまた減少傾向にございます。いろんな原因があるかと思うんですが、その中の一つに、ひょっとしたら、いわゆる住居表示が旧態依然ということもですね、やはり篠栗に移り住まれる方の脳裏にあるのではないかなという心配もございます。

ですから、やはり検討も勿論当然していってもらわなければなりませんけども、やはり速やかにですね、できるだけ早く着手し、場合によっては、どこかをモデル地区なんかをつくってやるというようなことから始められればどうかなというふうに思っております。

それから郡部の問題ですが、糟屋郡の糟屋が嫌だと言ってるんじゃないですね。よく若い人たちが言われるのは、「あなたは郡部ですか。」と言われるのが、非常にやはり抵抗があるみたいなどころがありますんで、そういう無駄な何々郡というのは、これは制度上そうなってます今のところですね、それを簡単にはどうのこうの言えないことは分かっています。

ですからそのため、やはり全国町村会というのがあるかと思えますんで、そこら辺も、もう一度認識を改めてですね、積極的にやっていただきたい。

ですから、答弁は最初のほうの再質問についてですね、具体的なことはここで言えないにしても、早急にやられる覚悟のほどを教えていただければと思っております。

○議長(阿部 寛治) はい、三浦町長。

○町長(三浦 正) ただいまの再質問に対してお答えいたしますが、冒頭申し上げましたように、私も住居表示の変更については、本当に取り組みをスピード感を持ってやっていかなければいけない課題と思っているところでございます。

法務局といろいろ協議をしたことがございますが、これについては一つの町でも単年度で到底できるものではございませんで、まず、例えば大字篠栗という大きなところを全部、いわゆる地番を変更するためには大字篠栗を一遍無くして、それぞれの地名を全部つくって、それをまた法務局で登録して、そしてそれぞれの町名番地をつくっていくという作業になりまして、どこの町におきましても、長くて10年計画ぐらいの進捗で進んでいるところでございます。

そうした意味からも私どもも早急に取り掛かりは進めないと、これから10年間ぐらいかけてやっていくという作業にもなっていきますでしょうし、そしてまた、現在の行政区がそのままその新しい町に移ることが可能かどうか、尾仲とか庄とか数千人単位で居住されてある地区についてはどうか、それについて、今度は居住区が変わったら、行政区もまた区分けするのかなといういろいろな課題があるわけでございまして、その辺のところをしっかりと審議会の中で、そしてあるいはまた住民の皆様のお声もいただきながら検討して、できるだけ早目に実現をしていきたいと考えております。

○議長(阿部 寛治) はい、横山議員。

○議員(横山 久義) 以上で私の質問を終わらせていただきます。

○議長(阿部 寛治) 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして散会といたします。

散会 午後0時00分